

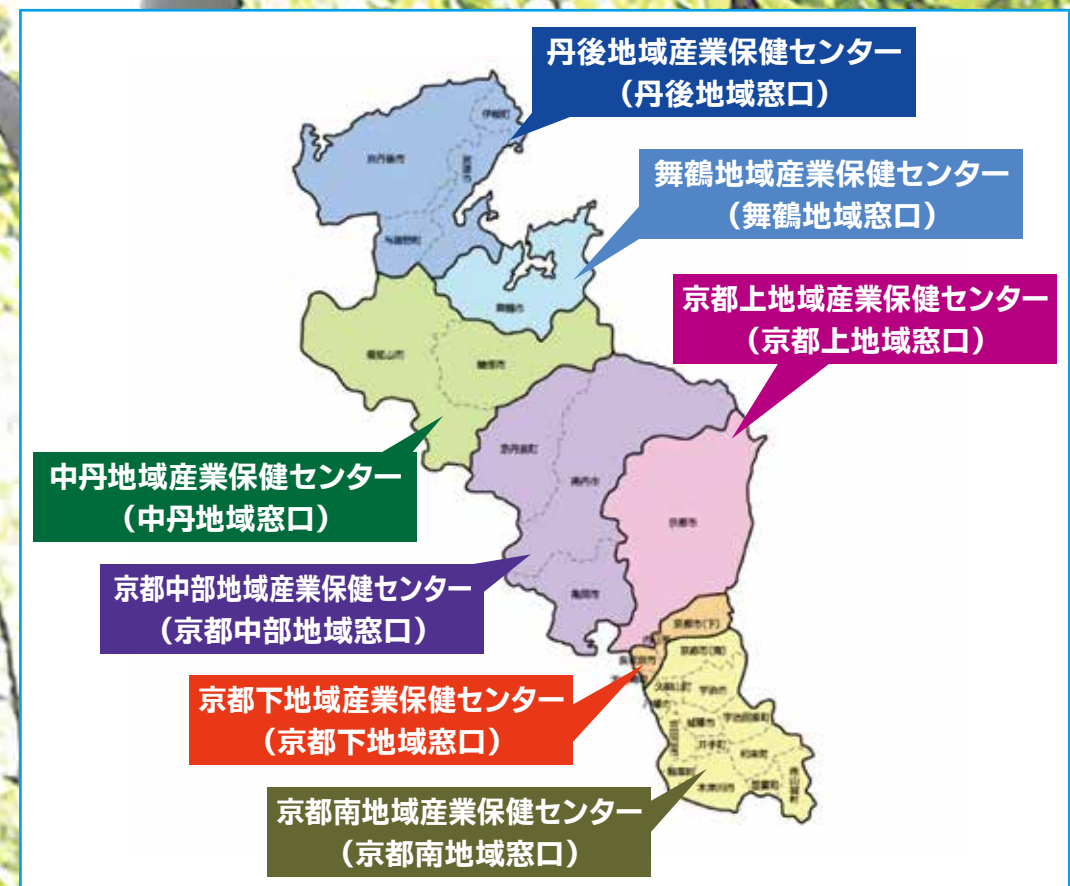
50人未満の事業場の健康管理を無料でサポート！

地域産業保健センターのご案内

地域産業保健センターとは…

労働者数50人未満の小規模事業場では、法令上産業医の選任義務がないため、事業者が独自に産業医を確保し、労働者に対する保健指導などの産業保健サービスを提供することが困難な状況にあります。このため、規模50人未満の事業場とそこで働く労働者を対象に、産業保健サービスを充実させることを目的として、地域産業保健センターが設けられています。

京都府内では下図のとおり **7つの地域産業保健センター**が設置され、**労働安全衛生法に定められた産業保健サービスを無料で提供しています**ので、ぜひこの制度をご利用いただき、労働者の健康管理、健康保持増進にお役立てください。



京都産業保健総合支援センター

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館 5階
TEL:075-212-2600 FAX:075-212-2700 ホームページ <https://www.kyotos.johas.go.jp>

(※各地区の地域産業保健センターの所在地等は3ページをご覧ください。)

事業場	事業場名			
	所在地	〒		
	労働者数	男： 人 女： 人 計： 人		
	事業内容	1. 製造業 2. 建設業 3. 運送業 4. 電気・ガス・水道業 5. 情報通信業 6. 卸・小売業 7. 金融・保険業 8. 不動産業 9. 飲食店・宿泊業 10. 医療・福祉 11. 教育・学習支援業 12. サービス業 13. その他		
	代表者	職名：		
		氏名：		
	担当者 (注1)	職名：		
氏名：				
電話：		FAX：		
企業の情報 (注2)	企業名 ()			
	労働者数	()	人	
	産業医数	()	人	
	うち 総括産業医	()	有 ・ 無	
健康診断	実施日： 年 月 日 (受診者数 名)			
相談内容 (希望するものに○)	1-1	脳心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導 (注3)	(対象者 名)	
	1-2	メンタルヘルス不調の労働者に対する保健指導	(対象者 名)	
	1-3	その他労働者に対する保健指導	(対象者 名)	
	2	健康診断の結果についての医師の意見聴取	(対象者 名)	
	3	長時間労働者に対する面接指導	(対象者 名)	
	4	高ストレス者に対する面接指導	(対象者 名)	
	5	産業保健指導		
その他連絡事項等				

注1：労働者本人からの申し込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名をご記入の上、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

注2：申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。
 なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。（平成31年度から適用）
 「総括産業医」とは、企業における名称の以下に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

注3：脳・心臓疾患のリスクが高い検査項目は、血中脂質、血圧、血糖、尿中の糖、心電図検査において異常な所見を有する（有所見者）と判定された労働者が対象になります。

注4：本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

*下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

チェック欄
はい いいえ

1 全項目に漏れなく記入しています。

□ □

2 事業場は50人未満です。

3 当社に総括産業医は居ません。

4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。

5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。

6 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は

10

「事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」

7 上記に相違ありません。

□ □

事業のご紹介

※各事業は、すべて無料でご利用いただけます！

具体的なご相談は、各地域産業保健センター（P.3 参照）にお問い合わせください。

①-1 脳・心臓疾患等のリスクの高い労働者に対する健康相談・保健指導

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目等に異常の所見があった労働者に対し、地域産業保健センターの協力産業医または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

①-2 メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

不眠や精神的な疲労・ストレス・悩み等メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、地域産業保健センターの協力産業医または保健師による相談・指導を行います。
なお、労働者個人に限らず事業者からでもお申し込みいただけます。

② 健康診断実施結果に基づく医師の意見聴取・事後措置の実施支援

労働安全衛生法に基づく健康診断で異常の所見があった労働者（有所見者）に関して、その健康を保持するために必要な措置について、医師または歯科医の意見を聴くことが必要とされています。
地域産業保健センターの協力産業医が、事業者、衛生管理・労務担当者からの相談申し出に対応します。

③ 長時間労働者の医師による面接指導

労働安全衛生法では、長時間労働に従事し疲労の蓄積した労働者に対して、労働者の申し出により、事業者は医師による面接指導を受けさせることが義務づけられていますが、各地域産業保健センターでは協力産業医によるこの面接指導を実施しています。
面接指導の対象となるのは、時間外・休日労働時間の時間数が月80時間を超えた労働者です。
（なお、時間外・休日労働時間数が月45時間を超えた場合も面接指導を実施するように努めてください。）

④ 高ストレス者の医師による面接指導

労働安全衛生法では、高ストレスの労働者に対して、労働者の申し出により、事業者は医師による面接指導を受けさせることが義務付けられていますが、各地域産業保健センターでは、協力産業医によるこの面接指導を実施しています。面接指導の対象となるのは、ストレスチェック検査であらかじめ決められたストレス基準を上回り、ストレスチェック実施者が高ストレス者の面接指導の対象者と確認した労働者です。

⑤ 個別訪問による産業保健指導

事業場の作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、労働衛生管理の総合的な助言・指導を行います。



②健康診断結果に基づく医師からの意見聴取（第66条の4）

③長時間労働者に対する面接指導（対象者から申し出があった場合）（第66条の8）

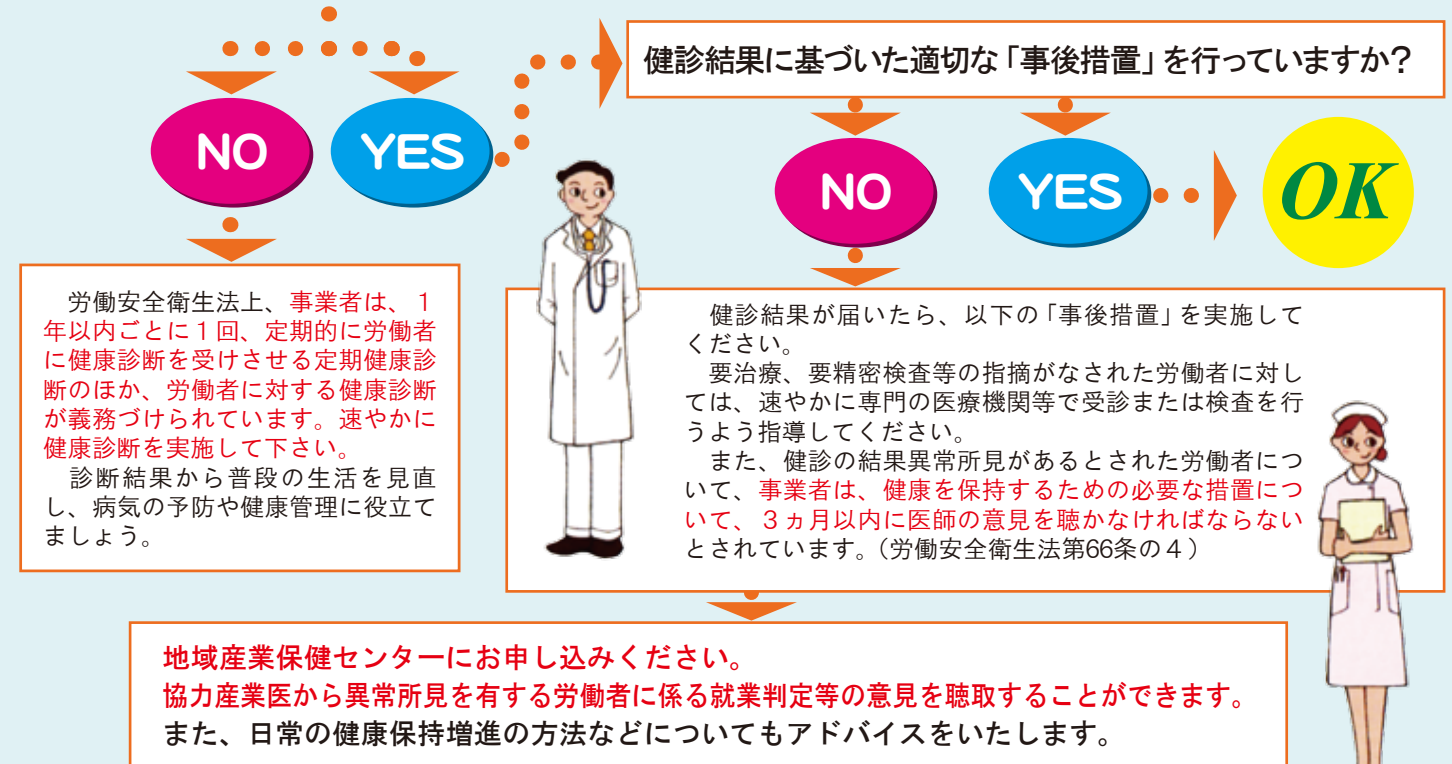
④高ストレス者に対する面接指導（対象者から申し出があった場合）（第66条の10）

（労働者50人未満の小規模事業場については、ストレスチェックの実施は努力義務とされています。）

Let's Check!

会社の健康管理は大丈夫？

質問 あなたの事業場では、年1回、労働者に健康診断を受けさせていますか？



京都府内の地域産業保健センター一覧（連絡先、事業利用申込先）

センター名	事業所所在地	連絡先		管轄地域
京 都 上		電話 FAX 携帯 Eメール	075-468-1144 075-468-1442 080-5952-8477 kyotofu-nanbu@kyotos.johas.go.jp	上京区、中京区、左京区、北区、右京区、西京区
京 都 下	〒604-8585 京都市中京区西/京東榊尾町6 (一社)京都府医師会館4階402号室	電話 FAX 携帯 Eメール	075-468-1144 075-468-1442 080-6569-9331 kyotofu-nanbu@kyotos.johas.go.jp	下京区、南区、東山区、山科区、長岡京市、向日市、乙訓郡
京 都 南		電話 FAX 携帯 Eメール	075-468-1144 075-468-1442 080-5952-8479 kyotofu-nanbu@kyotos.johas.go.jp	伏見区、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡
中 丹	〒620-0054 福知山市末広町2-9 交友会館 (公社)京都労働基準協会福知山支部内	電話・FAX 携帯 Eメール	0773-24-1055 080-5952-8481 chutan@kyotos.johas.go.jp	福知山市、綾部市
舞 鶴	〒624-0913 舞鶴市大字上安久小字安久谷原381-2 (公社)京都労働基準協会舞鶴支部内	電話・FAX 携帯 携帯 Eメール	0773-77-5755 080-5952-8483 080-5952-8480 maiduru@kyotos.johas.go.jp	舞鶴市
丹 後	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷868 峰山町織物センター内 (公社)京都労働基準協会丹後支部内	電話・FAX 携帯 携帯 Eメール	0772-62-2344 080-5952-8485 080-6569-9330 tango@kyotos.johas.go.jp	京丹後市、宮津市、与謝郡
京都中部	〒622-0003 南丹市園部町新町49-1 (公社)京都労働基準協会園部支部内	電話・FAX 携帯 携帯 Eメール	0771-86-8811 080-5952-8486 080-5952-8487 chubu@kyotos.johas.go.jp	亀岡市、南丹市、船井郡